

(別紙2)

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1・2 略〕</p> <p>3 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)附則第二条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)、第三項若しくは第五項又は第六条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、当分の間、なお従前の実施方法によることができる。</p> <p>〔4 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1・2 同上〕</p> <p>3 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)附則第三条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)、第三項若しくは第五項又は第六条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の実施方法によることができる。</p> <p>〔4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。